平成２８年（フ）第３９号
広島県尾道市吉浦町31番13号
債務者　横江　操男
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１４５号
愛媛県松山市中央１丁目19番12号　中央ハイツ11号
債務者　白石　裕樹
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５８号
愛媛県松山市鷹子町874番地３　ｌｉｎｏＴＡＫＡＮＯＫＯ　301号
債務者　武智　直子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７５号
愛媛県松山市勝山町２丁目22番地２　竹田マンション402号
債務者　平尾　崇之
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８０号
愛媛県松山市北斎院町384番地17
債務者　門田　　**德**
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９８号
佐賀県伊万里市脇田町3342番地３
債務者　原　　隆則
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１７１号
宮崎市吉村町西中甲1335番地　中原貸家Ｂ号
債務者　宮原　理奈
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８７号
宮崎市大工３丁目286番地　北浦コーポ302号
債務者　松田　時吉
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３５号
鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2400番地468（南国ハイツ　101）
債務者　横手　充幸
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第５０号
福島市田沢字桜台７番地の20
債務者　白戸　恵美
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第３７号
兵庫県伊丹市南町２丁目３番６－335号
債務者　藤尾　真吾
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
兵庫県伊丹市瑞ケ丘４丁目13番地１　グランドハイツ栄伸203号
債務者　山田丈志こと　崔　　丈志
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３５０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目29番24号　レオパレス21武庫之荘203号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目24番15―501号
債務者　門戸　敏彦
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０３号
奈良県北葛城郡王寺町舟戸１丁目２番３号
債務者　矢野　光子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
奈良県宇陀市榛原天満台西１丁目19番の６
債務者　大谷　啓志
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
奈良県香芝市下田85番地11　田中アパート３号、前住所奈良県香芝市今泉1200番地４　グランフィール旭ヶ丘Ⅱ201号
債務者　福**𠮷**　純一
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係